借受申込書および借用証書の記入について

貸付金のご利用には一般資金貸付借受申込書（住宅資金は別様式）・借用証書・添付書類（生活資金・災害資金は除く）が必要です。

記入例　生活資金195万円借用、月賦とボーナス併用返済の場合

一般資金貸付借受申込書

平成20年 4月16日

財団法人 新潟県教職員厚生財団理事長 様

申込人 住所 新潟市東中通 1-86

私は、貸付規程第10条2に同意の上、貸付けの申込みをします。

署名 財団 花子 (財団)印

生年月日 昭和52年 3月3日

氏名	財団 花子	所属所	○○中学校	申込金額	195 万円
職員コード	0991613	所属コード	777000		

借入希望資金を○で囲む　・(生活)・自動車　・結婚　・入学　・学資　・災害

現在の借入状況について

借入機関	件数	借入金額	返済月額
共済組合		万円	円
互助会		万円	円
厚生財団	1	100 万円	17591 円
その他		万円	円

借換希望の場合記入（借換は借受より2年経過しないとできません。）

貸付金	貸付年月日	貸付金額
(　　)資金貸付金	年　月　日	万円
(　　)資金貸付金	年　月　日	万円
(　　)資金貸付金	年　月　日	万円

結婚資金の場合記入

結婚（予定）年月日　平成　年　月　日

結婚する者の氏名（団員の場合記入不要）　(続柄　　)

結婚する相手方氏名

上記のとおり相違ないことを証明します。

所属所名

所属所長氏名　職印

学資資金の場合記入

対象者名　(続柄　　)

学校名　入学資金の場合は入学する学校名、学資金の場合は在学中の学校名を記入してください。

入学年月日　平成　年　月　日

給料総支給月額　※　円　※借入れ状況によりお問い合わせすることがありますので、記入は不要です。

生活資金借用証書

財団法人 新潟県教職員厚生財団理事長 様

2,000円 (財団)印

借用人 住所 新潟市東中通 1-86

署名 財団 花子 (財団)印

氏名	財団 花子	所属所	○○中学校
職員コード	0991613	所属コード	777000

申込年月日	平成 20 年 4 月 16 日
借用金額	金 1,950,000 円
利率	年 2.10 %（月利 0.175 %）
返済方法（いずれかを○で囲む）	・月賦とボーナスの併用　・月賦のみ
元利均等月賦返済分 借用金額のうち	金 975,000 円
元利均等月賦返済分 返済期	平成20年5月末日　返済期限 平成26年4月末日
元利均等月賦返済分 返済月額	14424 円　最終回月額 14427 円
元利均等月賦返済分 返済回数	72 回（6 年）
半年賦元金均等返済分 借用金額のうち	金 975,000 円
半年賦元金均等返済分 返済期	平成20年6月末日　返済期限 平成25年12月末日
半年賦元金均等返済分 一回当りの元金	82000 円　最終回の元金 73000 円
半年賦元金均等返済分 返済回数	12 回（6 年）
受取金融機関	○○ (銀行)・信金・信組・労金・農協
受取金融機関	△△ 支店　支店番号（123）
フリガナ	ザイダン ハナコ
口座名義人	財団 花子
口座番号	1853822
証明	借用人は、本所属所の職員であることを証明します。所属所名 新潟市立○○中学校　所属所長氏名 厚生 一郎　職印

(財団)捨印

私は、左記の金額を確かに借用いたしました。
ついては、左記のとおり返済するとともに、次の各条項について確約します。
1. 毎月の返済額は、私の給料から差引かれることに異議はありません。
2. 借用人の都合により、この借受金の内入返済を行った場合、返済期限と最終回の返済月額は、貴財団の再計算によるものとします。
3. この債務を履行しなかった場合には、貴財団の占有している私の厚生資金積立金及び厚生資を、この借受金債務に充当できるものとします。
4. 逃団・死亡及び脱退のときは、借受債金を一括返済します。
5. 前号の借受債金の一括返済にあたっては、貴財団による差引計算に従い、貴財団の占有している私の厚生資金積立金及び厚生資を借受債金に充当し、相殺することに同意します。
6. この約定を実行しないとき及び、返済期限までに借受金元利の返済を完了しないときは、その翌朝に対し貸付金利子の2倍の割合（年365日の日割計算）の延滞利を支払います。
7. 将来特別を変更する場合は、改正利率実施日の借受金債務にも改正利率を適用することに同意します。
8. 借用人は、次の各号の事由が一つでも生じた場合には貴財団に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに借受債金全額を返済します。
イ. 元利金の返済が1回でも遅滞したとき。
ロ. 借用人が差押え・仮差押え・仮処分・競売手続きの開始があったとき。
ハ. 借用人の資産・信用等に重大な変化を生じ、この借受金の返済が困難と認められたとき。
ニ. 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
9. 債務の履行及び保全のために要した費用は、すべて借用人が負担します。
10. この貸付けについて公正証書を作成する必要が生じたときは、如何なる場合でもその要求に応じます。
11. この貸付けについて訴訟が生じたときは、貴財団所在地の裁判所の管轄に合意します。　以上

- ○ 押印・捨印・収入印紙貼付等にもれのないように記入例を参考にして全てご記入ください。
- ○ ネーム印、スタンプインクの使用はできません。
- ○ 返済回数と返済月額は、各貸付金の返済月額表を参照してください。
- ○ 月賦とボーナス併用返済の場合は、半額づつの返済です。
  （例）借用金額300万円の場合は、元利均等月賦返済分が150万円、半年賦元金均等返済分が150万円となります。
- ○ 返済始期、返済期限は各貸付金の返済回数によりご記入ください。
  月賦返済 … 始期は借入れの翌月です。期限は、（例）72回（6年）場合、6年後の借入れ月です。
  ボーナス返済 … 6月～10月の借入れの場合は始期が12月、期限が6月です。
  11月～5月の借入れの場合は始期が6月、期限が12月です。
- ○ 受取金融機関は、借用人名義の口座を記入してください。
- ○ 借用金額等を訂正するときは、誤記部分を二本線で消し、訂正箇所に証書に押した印鑑をはっきりと押してください。
  ナイフでの削取りや、修正液の使用、数字をなぞることのないようにしてください。